

鳥取市の市民活動を応援します!!



令和2年度鳥取市市民まちづくり提案事業助成金 市民活動促進部門 【二次募集】 申請団体募集!!

1 対象となる事業

まちづくり、福祉、子育て、地域文化・芸術・スポーツ、防犯・防災、環境、人権、農林、観光などの地域の課題解決や活性化のために行う取り組みで、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業を対象とします。

2 対象となる団体

市民活動拠点アクティブととりに登録する団体

※団体登録は、鳥取市ボランティア・市民活動センターで随時登録可能です。

《登録条件》

- (1) 営利を目的としない団体(法人格の有無は問わない)で主たる活動場所が鳥取市内であること。
- (2) 3名以上の会員を有すること。
- (3) 宗教活動または政治活動(選挙活動)を目的としない団体であること。

3 対象事業の実施期間

交付決定を受けた日以降(令和2年11月上旬)から令和3年3月31日までの期間に行われる事業が対象です。

4 助成のコースについて

コース	① 創造的な市民活動事業 (スタート型)	② 公益的な自主事業 (ステップアップ型)
趣旨	活動をこれから始める、又は始めたばかりの市民活動団体を応援するものです	既に活動している市民活動団体の活動をさらに充実・発展するよう応援するものです
助成上限額	10万円	20万円
	ただし、対象事業に必要な対象経費の範囲内とします。	
助成率	10/10	4/5
申請ができる団体	設立後3年未満の市民活動団体 1団体につき1回限り	設立後1年以上の市民活動団体 1団体につき3回まで(スタート型含む)
助成件数	1団体程度	2団体程度

- ◆助成金は、市民活動促進部門の予算の範囲内で決定します。
- ◆「①創造的な市民活動事業(スタート型)」は、過去にこの助成金の交付を受けている団体は申請できません。
- ◆国、県及び市から助成を受けている事業は対象となりません。
- ◆令和2年度にこの助成金の交付を受けている団体が、令和2年度においてこの助成金を申請することはできません。

5 対象経費について

助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要となる経費ですが、対象とならないものもあります。以下の例を参考にしてください。

費目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、活動指導者への謝礼 ・調査・研究に対する報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する報酬・謝金 ・講師の飲食費・お土産代
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください ※宿泊費は1泊 9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合は km あたり16円を上限とします。 ※上限額を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の会員に対する旅費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、書籍等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費 ※1点1万円未満のものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工せずに飲食する食品 ・金券 ・参加者の景品・記念品
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ・ポスターの印刷代 ・写真の現像代 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代、郵送料、宅配費用 ※会員に対する運搬費はガソリン代等の実費を上限とします。(距離^(キロ)×燃料時価÷燃費(10km/l)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が行う運搬に係る経費(通常は運搬業者等に依頼する運搬を除く) ・電話代
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険料 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳・翻訳・原稿料 ・クリーニング代 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する委託料
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場・施設の使用料 ・車両・機械レンタル料 	

※ 対象経費は領収書等により確認できることが必要となりますので、事業終了後、実績報告書と領収書等の写しを提出していただきます。

6 助成金の算出について

助成金の額は、助成対象経費に助成率を乗じた額の、千円未満の端数を切り捨てた額です。

※申請事業について民間団体等の助成金の交付を受けており、当該助成金の交付を受ける額との合計が助成対象経費を超える場合は、その超える額を助成金から差し引くものとします。

7 募集期間と提出先

- ◆期 間 令和2年8月21日(金)～9月10日(木) *17:00必着
- ◆提出先 鳥取市ボランティア・市民活動センター
(提出書類を直接ご持参ください)
※受付 月曜日～金曜日8:30～17:15まで(土日祝は休み)

◆提出書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)市民まちづくり提案事業実施計画書
- (3)団体の定款又は会則、規約、及び会員名簿
- (4)団体の活動を既に始めている場合

○活動実績のわかる資料

○直近の収支決算書又は収支予算書(団体の会計状況がわかる資料)

- ◆「補助金交付申請書」「市民まちづくり提案事業実施計画書」は鳥取市ボランティア・市民活動センター又は鳥取市協働推進課で配布及びホームページからダウンロードできます。
- ◆提出書類は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開いたします。

8 審査会について

- ◆鳥取市ボランティア・市民活動センターが設置する審査会において審査します。
(必要に応じ、おって書類の提出をお願いする場合があります。)
審査委員は学識経験者、市民活動団体の者等の5名程度で構成します。
- ◆選考のポイントは以下のとおりです。
 - 公益性(地域課題やまちの活性化につながる事業であるか)
 - 費用の妥当性(企画に対して予算が適切に見込まれているか)
 - 現実性(事業が実現可能であり、申請団体が主体的に行う事業であるか)
 - 市民参加(市民が参加しやすい事業であるか)
 - 継続性(自立的、継続的に発展していくことが期待できる事業か)
- ◆審査会は直ちに審査の結果を市長へ報告します。

9 助成金交付の決定

- ◆市長は審査会の意見を参考に、予算の範囲内で助成金を交付する事業と金額を決定します。
- ◆市長は決定結果について、11月上旬頃に書面で通知します。

10 助成決定後の変更

助成金の交付決定後に申請者が事業内容を変更する場合は、軽微な変更を除き、必要書類を提出して承認を得てください。(助成金の増額申請はできません)

11 助成事業の実績報告

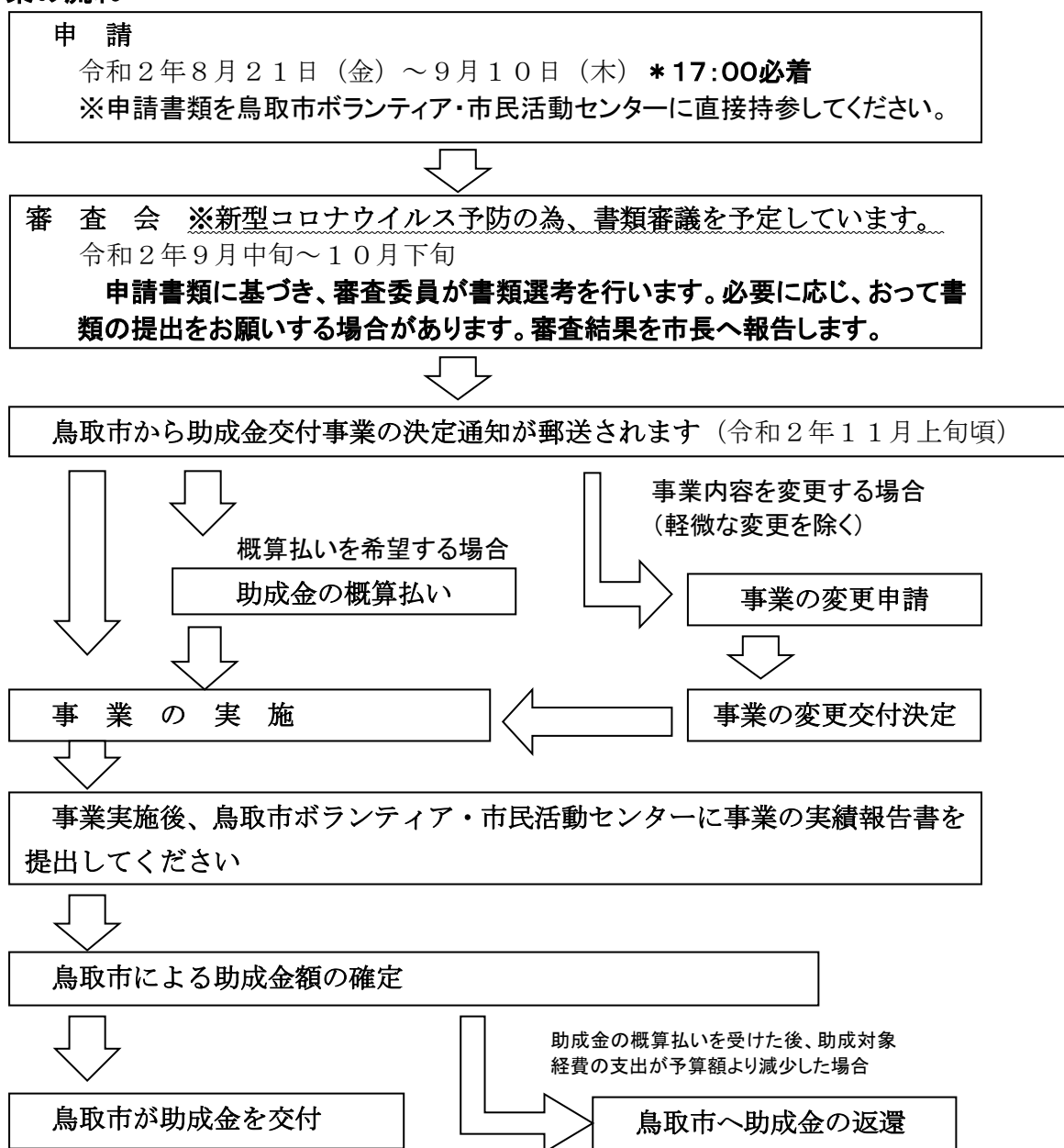
- ◆事業完了後、次の書類を添えて実績報告を行っていただきます。
 - (1)市民まちづくり提案事業実績報告書
 - (2)その他事業の内容及び成果を表す書類(領収書や写真が必要です)
- ◆助成事業の実績は、鳥取市ボランティア・市民活動センター及び鳥取市ホームページなどで広く情報公開していきます。

12 助成金の交付

助成事業の実績報告により助成金額を確定し、交付します。

希望する団体は、助成金の概算払いを受けることができますが、事業実施の結果、助成対象経費の支出が予算額を下まわった場合は、助成金の一部を返還していただきます。

13 事業の流れ



お申し込み・お問い合わせ

申請用紙の記入方法など不明な点についてはお気軽にご相談ください。

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 (さざんか会館1階)
鳥取市ボランティア・市民活動センター
電話：(0857) 29-2228 / FAX：(0857) 29-2338
Eメール：tvc@tottoricity-syakyo.or.jp
HP：<http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/>

